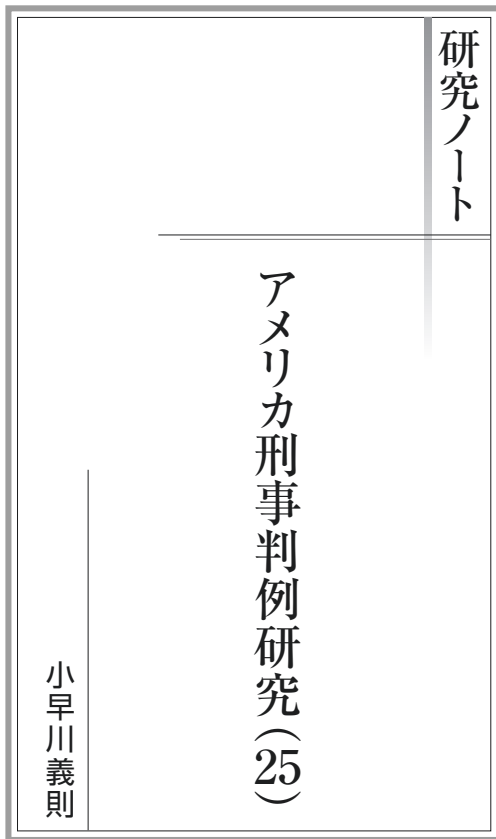




Maryland v. Shatzer, 130 S.Ct 1213 ; 2010 U.S. LEXIS 1899 (2010)

一身柄拘束の中断時におけるミランダの権利放棄とエドワーズ判決の例外

【事実の概要】 I 2003年8月、メアリーランド州Hagerstown警察署の犯罪捜査課で子供擁護センターに補職 (assigned) されていたソーシャルワーカーが同警察署に本件被上告人Michael Shatzer Sr.が彼の3歳の息子に性的虐待をしたことがあるとの申立てをした。その当時Shatzer (X) は、それとは無関係の子供への性的虐待で有罪判決を受けてメアリーランド州Hagerstown刑務所で服役していた。その捜査担当に任命されたShane Blankenship刑事 (P) は、2003年8月7日に同刑務所でXに面接した (interviewed)。質問をする前にPは、XとともにXのミランダの諸権利を改めて復唱 (reviewed) し、これらの権利に

つき書面による放棄を得た。そしてPがXの息子 (A) への性的虐待についてXを取り調べるために来たと説明したところXが困惑の様子を示した、Xは現に服役している以前の犯罪について話をするためにやって来た弁護士であるとPのことを考えていたというのである。そこでPが彼の訪問の目的を改めて明らかにすると、Xは弁護人の立会いなしに供述することを拒否した。そこでPは、取調べを中止し、Xは普通の刑務所 (general prison population) に戻された。その後間もなく、Pは捜査を中止した。

2年半後に、同じソーシャルワーカーがShatzer (X) に関わる同一の事件につきより具体的な申立てを警察にした。Pと同じ捜査課のPaul Hoover刑事 (Q) がその捜査担当に任命された。Qとソーシャルワーカーの2人が当時8歳の被害者 (A) に面会したところ被害者は事件について前よりも詳しく述べた。この新しい情報を得た2人は、Xが移送されていたRoxburg刑務所に出かけ、1つの机と3脚の椅子のある管理室 (maintenance room) でXに面接した。そしてQはXの息子 (A) に関わる事件についてXに尋ねたいと説明した。その捜査はすでに終了していると考えていたのでXは驚いたが、Qが新たな訴状の提出があった (opened new file) と説明した後で、ミランダの諸権利をXに読み上げ、警察の標準的な書式による権利放棄 (written waiver) を獲得した。

Hoover (Q) は、当該事件に関しおよそ30分間Shatzer (X) を取り調べた。Xは彼の息子にフェラチオをすることを命じたことは否認したが、3フィート以下しか離れていない息子の面前でマスターベーションをしたことは認めた。この取調べが終了する前にXは、Qの要請に応じてポリグラフ検査を受けることに同意した。この取調べ中のいかなる時点においてもXは、弁護人と話すことを要請したり、弁護人なしに質問に答えることを以前に拒否したことなどに一切言及しなかった。

5日後の2006年3月7日にQともう1人の刑事が

ポリグラフ検査を実施するために同刑務所でXに面接した。QがXにミランダの諸権利を読み上げて書面による放棄を獲得した後、もう1人の刑事がポリグラフ検査を実施し、Xはクロである(failed)と結論した。それから刑事(複数)がXを取り調べた(questioned)ところXは取り乱し(upset)て泣き始め、“あの子に強制はしなかった、あの子に強制はしなかった”と述べ、自己の罪を認めた(incriminated himself)。このような負罪の供述をした後で、Xは弁護人を要求した、そこでQは直ちに取調べを中止した。

ワシントン郡の州検察官は、Xを第2級の性的犯罪、子供への性的虐待、第2級の暴行、および救助が必要な状態に子供をおくことに寄与した(contributing to conditions rendering a child in need of assistance)としてXを起訴した。Xは、エドワーズ判決(後出)に依拠して彼の2006年3月の供述の排除を申し立てた。公判裁判所は、証拠排除審理を開いた後でXの申立てを却下した。Xは2003年と2006年の各取調べの間にミランダ判決の趣旨での身柄拘束における中断(a break in custody for Miranda purposes)を経験していたからエドワーズ判決の保護は適用されないと裁判所はその理由を述べた。Xは無罪を答弁し、陪審裁判を受ける権利を放棄したため、そして同意された事実に基づき裁判官による裁判が始まった。同意に従って州は、被害者との面接内容およびXの2006年の刑事(Q)への供述を明らかにした。提出された被害者の証言および“マスタベーションの行為に関する被告人の承認admission”を根拠として、公判裁判所は息子である子供(A)への性的虐待¹⁾でXを有罪と認めた。

1) 州は、第2級の性的犯罪の起訴につき公訴中止の申立て(nolle prosequi)をした、また時効(statute of limitations)によって禁止されているとして軽罪の取消し(dismissal of misdemeanor)に同意した。

メアリーランド州最高裁(the Court of Appeals)

は、2裁判官の反対意見があったが、これを破棄差し戻した。たとえエドワーズ判決に対する身柄拘束の中断の例外(a break-in-custody exception to Edwards)が存在するとしても、再度の取調べの間にXを一般刑務所へ戻したこと(release back)は拘束の中断に相当しないとして、“時間の経過だけではエドワーズ判決によって提供された保護[を終了する]には不十分である”と同裁判所は判示したのである。954 A.2d, at 1131.

これに対し、合衆国最高裁は上告受理の申し立てを容れ、結論として全員一致で原判決を破棄した。なお、法廷意見の執筆はスカーリア裁判官である。

【法廷意見】 II 「われわれは、身柄拘束の中断が1981年のエドワーズ判決(Edwards v. Arizona, 451 U.S. 477)で確立した不任意性の推定(presumption of involuntariness)を終了させるかどうかを検討する。」

[1] 第14修正によって(by virtue of)州に適用される、Malloy v. Hogan, 378 U.S. 1 (1964)、第5修正は“何人も……刑事事件において自己に不利な証人(a witness against himself)となることを強制されない”と定める。[2] 1966年のミランダ判決(Miranda v. Arizona, 384 U.S. 436)において当裁判所は、身柄拘束中の取調べに“内在する強制的圧力”から被疑者の第5修正の権利を保護するための一連の予防的手段(prophylactic measures)を採用した。当裁判所は、“見慣れない”“警察の支配する雰囲気”下での“外部から隔離された取調べ(incommunicado interrogation)”は個人の抵抗する意思を打ち砕き、彼に供述を強制するように作用する心理的圧力を含んでいると指摘した。したがって、“身柄拘束中の状況に内在する強制を払拭するための適切な保護的装置(protective devices)が採用されない限り、被告人から獲得した供述は真に彼の自由な選択の産物とはいえない”とその理由を述べたのである。

ミランダ判決は、強制的圧力を中和(counteract)するために警察官は取調べをする前に

被疑者 (suspect) に対し彼には黙秘する権利があり、そして弁護人の立会い (presence) を求める権利があることを告知しなければならないと宣言した。同様に、もし被疑者が弁護人を希望する (wants) と述べれば、弁護人の立ち会うまで取調べは中止しなければならない。しかし、重要なことは (critically)、被疑者はこれらの権利を放棄できる。有効な権利放棄を確認するために州は、Johnson v. Zerbst, 304 U.S. 458 (1938) において説明された、“憲法上の権利放棄のための高度の立証基準”の下で、権利放棄者はそのことを知りつつ、理性的に、かつ任意 (knowing, intelligent, and voluntary) であったことを州は立証しなければならない。

[3] エドワーズ判決において当裁判所は、権利放棄のためのZerbst判決の伝統的基準は、もし彼が以前に弁護人を要求していたのであれば、その後の取調べにおいて弁護人を立ち合わせる被疑者の権利を保護するのに十分でない、すなわち、それ以上の保護手段 (additional safeguards) が必要であると判断した。それ故、当裁判所は、“予防法の第2層 (second layer of prophylaxis)” を付加したのである、McNeil v. Wisconsin, 501 U.S. 171, 176 (1991)。エドワーズ判決は次のように判示した、すなわち

“被疑者 (accused) が身柄拘束中の取調べの間に弁護人を立ち合わせる彼の権利を行使したとき、警察がさらに開始した身柄拘束中の取調べに彼が応じたことを立証するだけではその権利の有効な放棄は確証されえない……弁護人の利用が彼に可能となる (available to him) まで、被疑者自身が自らコミュニケーション、やりとり (exchange)、または警察との会話を開始する場合を除き、[彼は] 当局によるさらなる取調べにさらされない” と判示したのである。451 U.S., at 480-485.

エドワーズ判決の根本的理由 (rationale) は、被疑者が一たん“弁護人の助言なしに [拘束中

の] 質問に彼は答えることはできない”ことを示すと、“当局の要請 (behest) で入手したその後のいかなる放棄も、被疑者自身の開始 (instigation) によるものでなければ、それ自体、内在的に強制的な圧力の産物であり、被疑者の純粋な任意の選択ではない”というのである。1988年のロバソン判決 (Arizona v. Roberson, 486 U.S. 675, 681)。このルールの下では、任意のミランダの権利放棄は当初に試みられた取調べに被疑者の弁護人を立ち合わせる権利を保護するのに十分である、しかし、もし被疑者が当初に弁護人の立会いを要求していたのであれば、その後の取調べ時における権利放棄は十分でない。この黙示の仮定は、もちろん、その後の取調べの要求はより大きな強制のリスクをもたらすということである。この高められたリスクは、被疑者になお供述させようとする警察のねばり (persistence) から生ずるだけでなく、個人が被疑者として身柄を拘束されて取調べを受けるよう求められる時に始まる継続的な圧力——“身柄拘束が長びくにつれて高まる圧力、”1990年のミニック判決 (Minnick v. Mississippi, 498 U.S. 146, 153) ——にも由来する。エドワーズ判決の不任意性の推定は、以前に弁護人を要求した被疑者の取調べを被疑者が“追い込まれて屈服する (badgered into submission)”まで繰り返し続けることによって、“長びいた警察の身柄拘束”の強制的圧力の高まりを警察が利用しないことを保障する。

われわれは繰り返し、[4] エドワーズ判決のルールは憲法上の命令ではなく裁判所によって命令された予防法 (prophylaxis) であることを強調してきた。例えば、Montejo v. Louisiana, 556 U.S. 778 ; 一, 129 S.Ct. 2079, 2085 (2009) ; Michigan v. Harvey, 494 U.S. 344, 349 (1990) ; Solem v. Stumes, 465 U.S. 638, 644 n.4 (1984) を見よ。エドワーズ判決は“われわれのルールであって憲法上の命令ではない、”ので“その拡大を正当化することはわれわれの義務である。”下級裁判所は一律に (uniformly)、身柄拘束の中断はエドワーズ判決の推定を終了させると判

示してきた、しかし、われわれは従前、傍論においてのみこの問題に言及してきたのである。

[5] 裁判所によって創造されたルールは“その予防的目的に言及することによってのみ正当化”され、かつその利益がコストに優る場合にのみ適用される。われわれはその利益から始める。エドワーズ判決の不任意性の仮定は、“そうでなければ難しい任意性の判断をする際に拡大されるであろう裁判所の資源を保存する (conserving judicial resources)” 付随的效果である。その基本的目的は、しかし、“以前に主張されたミランダの諸権利を放棄するよう警察が被告人 (a defendant) を追い込むことを防止すること”によって“弁護人を介してのみ警察と情報伝達 (communicate) をする被告人 (accused) の選択の廉潔性を維持する”ことである。Patterson v. Illinois, 487 U.S. 285, 291 (1988) それ故、このルールの利益は、それが排除しなければ許容されていたであろう強制自白の数によって測られる。

典型的なエドワーズ判決の事案 (the paradigm Edwards case) で弁護人なしの取調べを拒否する従前の判断を放棄するよう被疑者 (suspect) が強制されたり追い込まれたりすることは容易に考えられうる。被疑者が特定の犯罪で逮捕され犯罪が積極的に捜査される間に公判前の身柄を連続して拘束される事案がそうである。当初の取調べ後に、かつ第2回目の取調べを含めてそのときまで、彼は彼の通常の生活と友人から隔離されたまま“見慣れない”“警察の支配する雰囲気の中”に1人で投げ込まれる、そしてそこでは彼の捕獲者 (captor) が“彼の運命を支配する、”これがエドワーズ判決、ロバソン判決およびミニック判決において被疑者が直面した状況であり、この3判決においてわれわれは、エドワーズ判決が適用されると判示したのである。エドワーズは令状によって逮捕され警察署に連行され、彼は彼が弁護人を要求するまでそこで取り調べられた。警察官は取調べを中止し彼を郡の拘置所 (jail) に連行した²⁾。

しかし翌朝9時15分に同僚警察官が拘置所でエドワーズを再び取り調べた。ロバソンは住居侵入窃盗完了の現場で逮捕され、そして彼が弁護人を要求するまで取り調べられた。その3日後に他の警察官が彼が“逮捕に伴ってなお身柄を拘束されていた”間に彼を取り調べた。ミニックは地元警察によって逮捕され、San Diegoの拘置所に連行された、そこでは2人のFBI捜査官が翌朝彼が弁護人を要求するまで彼を取り調べた。2日後にミシシッピの保安官補 (Deputy Sheriff) が彼を拘置所で取り調べた。これらの被疑者は誰一人として、捜査中の犯罪で当初に身柄を拘束された後、支配ないし正常の感覚 (a sense control or normally) を取り戻していなかった。

2) 拘置所 (jail) は、公判待ちの人または軽罪の有罪者が拘置 (confined) される地方政府の短期収容所 (detention center) である。これに対し刑務所 (prison) は、有罪とされた犯罪者または重罪犯 (felons) に対する州または連邦の拘禁施設である。

これらの3事件で生じたこととは異なり、本件被疑者は彼の公判前の身柄拘束から解放され、かつ後に行われた取調べの前にしばらく彼の通常の生活に戻ったとき、弁護人なしの取調べに関する彼の気持ちの変化が強制されたものであると考える理由はほとんどない。彼はもはや孤立していなかった。彼は、弁護人、家族そして友人からのアドバイスを求めることができた、そして彼は以前の経験から、取調べを中止させるには弁護人を要求するだけで十分であること、そして捜査目的の身柄拘束 (investigative custody) が無限に続くものではないことを知っている。このような状況下において警察官が、彼のミランダ判決の権利を放棄するかどうかを被疑者に尋ねることも、最初の取調べの試み——それはもちろん強制的とみなされない——がそうであった以上に、“被疑者の抵抗をくじく (wear down the accused)” ことになると考えるのははるかに難しい (far fetched)。彼の

気持ちの変化は、見慣れた環境下でさらに熟慮した結果、捜査への協力は彼の利益になると（正しいまたは誤って）考えるに至ったという事実に起因するというよりも追い込まれた（badgering）ことに起因するというのはありそうにない（less likely attributable）。このような状況にエドワーズ判決を無批判に拡大したとしても、排除される純粋に強制された自白の数を余り減らす（significantly increase）ことにはならないだろう。“決定的推定（conclusive presumption）に対する正当化理由は、推定の適用によってもほとんど（most of the time）正しい結果に到達しないとき消滅する。” Coleman v. Thompson, 501 U.S. 722, 737（1991）。

エドワーズ判決の法則を拡大することは利益の減少（diminished interest）をもたらすと同時に、この法則の拡大はまたそのコストを高める、すなわち、それは実際は任意である自白を公判から排除し、かつそれは任意の自白を獲得することを法執行官に思いとどまらせる（deters）ことになる。[7] “任意の自白は法執行における正当な要素であるだけでなく”、Miranda, supra, at 478、それは“絶対的な善（unmitigated good）”であり、McNeil, supra, at 478、“法を犯す者を発見し有罪として処罰する社会のやむにやまれぬ利益にとって不可欠”である。

エドワーズ判決を適用不能（disability）とする唯一の論理的終点（endpoint）は、ミランダ判決の身柄拘束とその長びく効果（lingering effect）の終了である。制限なしに、かつ若干恣意的にタイムリミットを禁止する（barring some purely arbitrary time-limit）のは、特定の被疑者の身柄拘束中の取調べを禁止するエドワーズ判決を永久不変（eternal）とすることになる。この禁止は、もちろん、その後の取調べが異なった犯罪に関わるとき、Roberson, supra, それが異なった法執行当局によって行われるとき、Minnick, 498 U.S. 146, そして被疑者が最初の取調べ後に弁護人と会ったときであっても、適用される。そしてそれは、事前（ex ante）に

取り調べられることを妨げるだけではない、どこかの法域における犯罪に関連して以前にエドワーズ判決の免責を得ていた（取調官に知られていない）被疑者から自発的にもたらされて獲得された自白（confession invited and obtained）をも事後的に（ex post）無効とする⁵⁾。多くの累犯者（repeat offenders）が潜伏（harbors）しているこの国において⁶⁾、このような結果は不幸をもたらす（disastrous）こととなろう。

5) このことは、異なった犯罪に対するその後の取調べへのロバツ判決によるエドワーズ判決の拡大、および異なった法執行官によるその後の取調べへのミニック判決によるエドワーズ判決の拡大は、たとえ身柄拘束の場所および拘束機関の身許が当初の取調べ（それらがロバツ判決およびミニック判決においてそうであったように）と同一でないとしても適用されることを前提とする。もしエドワーズ判決による身柄拘束の終了の効果の一時停止（Edwards-suspending）が拒絶されるのであれば、この前提は合理的と思われる。異なった拘束場所での取調べまたは異なった取調べ機関による再度の取調べは、もしあるとしても、強制的圧力は身柄拘束の終了によるよりも少し減少すると思われる。当初の場所で、かつ当初の取調べ機関に関して、弁護人を要求するとき被疑者はすでに取調べの終了を経験していた、彼にはほかのところ（elsewhere）でそのことを期待する理由はない。

6) 最近の調査報告によると、1994年に15州で釈放された服役者の67.5%は3年以内に再逮捕されている。

われわれは、このようなエドワーズ判決の拡大は正当化されないと結論する、われわれはすでに“保護の傘”を十分に広げてきた。[8] 警察が被疑者を最初に取り調べるとき弁護人を立ち会わせる被疑者の希望を尊重することを十分に保障しているとわれわれが考えてきたミランダ判決によって提供された保護は、弁護人を当初に要求した被疑者がその強制的効果を払拭す

るのに十分な期間である身柄拘束における中断後にあらためて取調べを受けるとき、このような結果を十分に保障している。

仮にXの普通の刑務所への復帰 (return) が拘束場所における中断としての要件を満たしているのであれば、それは継続期間の要件 (durational requirement) を満たすのに十分続いた長さ (2年間) であることに疑いはない。しかし、1年だけ続いた中断についてはどうか？あるいは1週間だけならどうか？その答えを将来のケース・バイ・ケースでの判定 (case-by-case adjudication) での分類の問題に委ねるのは实际的でない。法執行官は前もって正確に新たななされた取調べがいつ合法となるかを知る必要があるからである。そして警察の行動を規制するタイムリミットを明らかにするのは当裁判所にとって確かに異例ではあるが、われわれは *County of Riverside v. McLaughlin*, 500 U.S. 44, 111 S.Ct. 1661 (1991) において、令状なしに逮捕された者が拘禁を継続するための相当な理由を確証するために治安判事の面前に引致される *Gerstein v. Pugh*, 420 U.S. 103, 95 S.Ct. 854 (1975) の要件に警察が服さなければならない時間として48時間を特定した。

McLaughlin 判決と同じく、本件は必要とされる警察の行動 (同判決では治安判事への提示 (presentation)、本件ではさらなる取調べの自制) が制定法によって明確に規定されていないが当裁判所の法廷意見によって確立されている事案である。われわれは、エドワーズ判決の推定の継続が“ほとんどの場合に正確な結果に到達しない”ことを避けるために一定の期間 (a period of time) を特定することが相当と考える。この期間は14日間であると思われる。そのことは被疑者に彼の通常の生活場所に十分順応させ (reacclimated)、友人や弁護士と相談し、そして彼の従前の身柄拘束の残余の強制的効果を断ち切る (shake off) のに十分な時間を提供する。

14日間の限定は、身柄拘束の中断ルール (a break-in-custody rule) それ自体が警察の濫用をも

たらすとの *Shatzer* (X) の懸念に応じて (meets) いる。被疑者が一たんミランダの弁護士依頼権を行使すると、警察は (エドワーズ判決の推定を消滅させるために) 被疑者をしばらく釈放し、そして次に素早く再び彼を取調べるために彼の身柄を拘束すると彼 (X) は想像する。しかし、一たん被疑者がその強制的効果を消滅させるために十分に長い間 (14日間) 身柄の拘束から解放されると、そのような駆け引き (gamesmanship) をしても得るものは何もないだろう。すなわち、ミランダ判決の諸権利を有効に放棄した被疑者を取り調べることで得られる十分に相当な利益 (the entirely appropriate gain) を除き、得られるものは何もないのである⁷⁾。

7) ミランダ判決の権利を行使した後で14日間の身柄拘束の中断を経験する被告人 (a defendant) は、保護なしに放置されるのではない。エドワーズ判決は被疑者のミランダ判決の諸権利の放棄は不任意であるとの推定を確立している。この“第2層の予防策 (second layer of prophylaxis)”がない場合であっても、被告人は自由に *Johnson v. Zerbst*, 304 U.S. 458 (1938) の下で不任意であると主張してミランダの予防的保護 (the prophylactic protection) を求めうる。

Shatzer (X) は、身柄拘束の中断でエドワーズ判決の保護をなくすのは裁判所の資源を維持するとのエドワーズ判決の目的の土台を掘り崩す (undermine) と主張する。確かにわれわれは、“エドワーズ判決のメリットはその命令の明確性およびその適用の確実性にある”と述べたことがある。しかし、明確性と確実性はそれ自体ゴールではない。それらは何らかの重要な目的——本件では強制された自白の排除——の達成の促進に合理的に役立つ限りにおいて価値がある。2週間の身柄拘束の中断後に、かつミランダの権利放棄後に獲得された自白が強制によるということはほとんどあり得ない (most unlikely)、それ故、不合理に排除されたことになる。いずれにせよ、身柄拘束の中断の例外 (a break-custody exception) は、たとえあるとしても (if

at all)、周辺部においてのみ不明確 (dim) ということになる。エドワーズ判決に関わるすべての事案において裁判所は、被疑者が弁護人を要求しかつ後に排除を求めた当該供述をしたとき被疑者は身柄を拘束されていたかどうかを判断しなければならない。今、身柄拘束の中断が申し立てられている事案において、彼らは、当初の権利行使と再取調べとの間の時間の調査を繰り返さなければならないだけのことである。ほとんどの事案において、その判断は容易だろう。そしてエドワーズ判決 (の保護) を求める被告人は争われている取調べ前に2週間身柄の拘束を解かれていたと判断されると、裁判所は、彼がかつてどこかで彼のミランダ判決の弁護人依頼権 (his Miranda right to counsel) を申し立てたかどうかに関する事実集約的な調査を不要 (spared the fact-intensive inquiry) とする。

Ⅲ 本件事実は追加的な争点を提示する。Blankenship (P) 刑事との2003年およびHoover (Q) 刑事との2006年の各面会 (interviews) 時にShatzer (X) がミランダ判決の趣旨で (for Miranda purposes) 拘束されていたことは誰も問題にしていない。同様に、P刑事の2003年の面会時のノートによれば、Xが“弁護人の立会いなしにこの事件について話すつもりはない”と述べたことを誰も問題にしていない。2003年の面会後にXは、彼が無関係の刑に服していた一般の刑務所 (general prison population) に連れ戻された。問題は、これがミランダ判決の身柄拘束の中断 (a break in Miranda custody) に相当するかどうかである。

われわれは、投獄 (incarceration) がミランダの趣旨での拘束に相当するかを判断したことは今まで一度もなかった、そして実際、この争点に言及することを明示に避けて (declined) きた。Perkins, 496 U.S., at 299を見よ。そうである (ミランダ判決の意味での拘束に相当する) かは、ミランダ判決がそれから守ることを意図した強制的圧力——身柄拘束と警察の取調べの相互作用 (interaction) から生ずる強要の危険——をそ

れがもたらすかによる。Perkins, *supra*, at 297 (強調点付加)。[11] 被疑者がミランダ判決にいう拘束中 (in Miranda custody) であったかを判断するためにわれわれは、“正式の逮捕または正式の逮捕に伴う程度の行動の自由の制約がある”かを要求してきた、New York v. Quarles, 467 U.S. 649, 655 (1984) を見よ。この基準 (test) は、もちろん、あらゆる種類の投獄によって満たされる。われわれの判例は、しかし、行動の自由の基準 (the freedom-of-movement test) はミランダ判決にいう身柄拘束のための単なる必要条件であり十分条件ではないことを明らかにしている。われわれはそれに“魔よけの力 (talismanic power) を付与することを拒否してきた、“その力のある事柄 (the concerns that powered) が複雑である種類の状況においてのみ”ミランダ判決は強化 (reinforced) されるべきであるという理由による、Berkemer v. McCarty, 468 U.S. 420, 437 (1984)。それ故、交通検問での停止ないしテリー判決型の停止 (Terry stop) に関わる一時的で比較的に脅迫的でない留置き (non-threatening detention) は、Terry v. Ohio, 392 U.S. 1 (1968) を見よ、ミランダ判決にいう身柄拘束に相当しない。McCarty, *supra*, at 439-440。

本件でわれわれは、取り調べられていないが以前の有罪判決に従って科せられた一連の制約 (a baseline set of restraint) に被疑者が服している中間期間 (the interim period) を検討している。われわれは、投獄の過酷な現実を過少に評価するのではないが、[12] 犯罪の有罪判決による合法的な投獄 (imprisonment) はミランダ判決において明らかにされた強制的圧力を生み出さないと考える。

以前に犯罪で有罪とされ (改めて) 取り調べられている被疑者 (suspect) は、刑務所の中で生活している。彼らが普通の刑務所 (general prison population) に連れ戻されたとき、彼らは見慣れた環境に戻り、毎日決まりきったことをする——彼らは取調べ前に彼らが彼らの生活に関し有していた程度の支配力を再び手に入れ

る。ミランダ判決の典型例 (paradigm) とは異なり、服役中の受刑者 (sentenced prisoners) は、彼らの告発者 (accusers) から隔離されていない (not isolated)。彼らは、他の受刑者仲間、看守、そして職員 (workers) の間で生活している、そして郵便や電話で外部の人々と情報交換できる。

さらに、彼らの拘禁 (detention) は捜査に協力しない従前の気持ちから比較的に切り離されている (relatively disconnected from their prior unwillingness to cooperate in an investigation)。以前の取調官には、量刑時に決定された投獄期間を延長する権限はない。そしてパロールの可能性が存在している場合であっても、以前の取調官には服役期間 (the time served) を減らす権限はない。このことは、エドワーズ、ロバソン、およびミニック判決において各被告人が直面していた状況、すなわち彼らの被疑者としての拘禁の継続 (continued detention) は彼らの取調べを支配する者に委ねられており、かつ彼らが直面する最終的な起訴 (final charge) について彼らは有罪とされるのか、そしてどのような量刑を彼らは受けるのかについての不確実性に直面していた、とは著しい対照を示している。

Shatzer (X) の経験は、ミランダ判決の身柄拘束と有罪判決に従った投獄との際立った差異を示している。2003年に試みられた取調べ時にXは従前の有罪判決に基づいた刑に服していた。その後には彼は、メアリーランドHagerstown刑務所の一般刑務所 (general prison populations) に戻され、そして後に無関係の他の理由でRoxbury刑務所に移送された。両者は中警備 (medium-security) の刑務所である。これらの刑務所において囚人は一般に、図書館を毎週訪問し、定期的な運動およびレクリエーションをする期間を有しており、そして基本的な成人教育と職業訓練に参加することができる、そして1週間に2度、訪問者を迎えることが許される。2003年の取調べ後になお継続されていた彼の拘禁は、彼がP刑事に述べたこと (あるいは述べ

なかったこと) に基づいていなかった、そして彼は、2003年の取調べの結果としてより高度な警備に置かれたとか継続的な拘禁に直面していたことを主張していなかった。拘束中の取調べに“内在する強制的圧力”は彼が通常の生活に戻ったときに消滅していたのである。

Ⅳ スティヴンズ裁判官の同調意見に関し若干付言しておく、それは“警察官が貧困な被疑者に彼には弁護人依頼権があると述べ”、そして次に“弁護人を提供”することなしに彼を“再び取り調べる”とき、“被疑者は警察が彼に嘘をついていると感じるであろう”ことをわれわれは無視していると主張する。(以下、同調意見)。この主張の誤りは、われわれは被疑者を“再び取り調べる”ことについて語っているのではなく取り調べることに付き彼の許可を求めているということを看過している点にある。警察官がミランダ判決が要求するように、“あなたには黙秘する権利がある、そしてあなたが供述することを選択するのであればあなたは弁護人の立会い (presence) を求める権利がある”と忠告した後で、被疑者が弁護人の立会いなしに供述することに応じない (declines) ので警察官は直ちに始めようとしていた取調べを中止し、そして2週間後に再び被疑者に接近して“弁護人の立会いなしに進んで供述しますか”と尋ねたとき、警察官はいかなる意味においても被疑者に嘘をついていなかったのである。

同調意見は最後の分析において、われわれの重要な点を受け入れることを明らかにしている、それはエドワーズ判決の予防策は永久的ではないことに同意する、それは拘束の中断はエドワーズ判決が根拠とする内在的に強制的な圧力を減少することに同意する、それはShatzer (X) の一般の刑務所への逆戻り (release back) は拘束の中断に相当することに同意する、そして本件における中断はエドワーズ判決を適用不能とするほど十分に長期であることに同意する。われわれは2点において見解を異にする、すなわち同調意見は、エドワーズ判決の保護の根拠であった身柄拘束中の圧力が消滅するとき

に同判決の保護は終了するとするのではなく、被疑者がもはや“彼が明確に要求した弁護人を否定されたと感じた”ときにそれ（その保護）は終了するとする。これはエドワーズ判決の理論的根拠とは全く関係がない。弁護人を提供すると警察の約束への信頼が試金石（touchstone）であるのであれば、身柄を継続してなお拘束されていた被疑者が現に選任された弁護人と会っていたミニック判決においてエドワーズ判決は適用されることはなかったであろう。同調意見のルールは身柄拘束の中断の存在とは全く関係がない（entirely unrelated）。それはエドワーズ判決の基礎にある蓄積された身柄拘束の強制的圧力を除去できるかもしれないが、もし彼が弁護人を要求すれば被疑者は弁護人を得られるであろうという被疑者の信頼をどのようにそれが支える（bolsters）のかを理解するのは難しい。

そして第2、身柄拘束の中断がどれほど長く（how long）続けばエドワーズ判決の保護が終了するかについて述べていない点で同調意見はわれわれとは異なる。それは2年半で明らかに十分であると述べているが、法執行当局にそれ以上の指針を与えていない。同調意見はわれわれの14日間の使用（USE）を恣意的でありその理由を説明していないと批判する。しかし、それは事実、同調意見自身の2年半の身柄拘束の中断の是認と同一の根拠に依拠している、すなわち、どれほど多くの時間があれば“第2回目の取調べを第1回目ほど強制的でないとして取り扱うことを正当とするのか、”2年半に満たない場合はどうなのかを述べずに、将来のケース・バイ・ケースの事案の判断に委ねるのは、全く恣意的であるといえないまでも、役に立たないのは明らかである。

Shatzer (X) は第1回目の取調べの試みと第2回目の取調べの試みとの間に2週間以上続いたミランダ判決にいう身柄拘束の中断を経験したのであるから、エドワーズ判決は彼の2006年の供述の排除を命じていない。したがって、われわれはメアリーランド最高裁の判決を破棄し、

本意見と矛盾しないさらなる手続きのために本件を差し戻すこととする。

[トマス裁判官の一部同調意見]

普通の刑務所への解放（release）は身柄拘束の中断に相当すると判示する法廷意見のⅢの部分には同意する。私は、エドワーズ判決で確定した不任意の推定を身柄拘束終了後の14日間に拡大する当裁判所の判断には加わらない。

われわれの先例は、エドワーズ判決やミランダ判決におけるそれらのように裁判所によって創造された予防法則はそれらが保護しようとする第5修正の利益との間に“可能な限り最も緊密な適合（the closest possible fit）”を維持することを強調する。United States v. Patane, 542 U.S. 630, 640-641 (2004). 一般的にはMontejo v. Louisiana, 556 U.S. 778, —, 129 S.Ct.2079, 2096 (2009) ; Chavez v. Martinez, 538 U.S. 760, 772, 123 S.Ct. 1994 (2003) を見よ。当裁判所の14日間のルールはこの基準を満たしていない。当裁判所は解放と再逮捕（recapture）との間の14日間は“被疑者に彼の以前の身柄拘束のなお残る強制的効果を払拭する……十分な時間”を提供していると主張するだけで、第5修正に対するその14日間のルールをについて述べて（relates）いるのである。

このような独断（ipse dixit）は、身柄拘束の中断後の14日間——0日、10日あるいは100日ではない——がなぜエドワーズ判決の推定を拡大し自己負罪拒否特権との“最も緊密な適合”を提供するのかを説明していない。それはまた、予防的な14日間の利益がどのようにして“コストに優る”かを説明していない。

確かに当裁判所のルールには明確な線引き（a bright line）を提供するという利点はある。しかし、明確な線引きのルールは、当裁判所がミランダ判決の権利に関わる事案においてそのようなルールの採用を拒否したときに明らかにしたように、第5修正違反を防止するのに必ずしも必要ではない。例えば、Michigan v. Mosley, 423 U.S. 96, 103-104 (1975) を見よ。

そしてそれ以外の恣意的ルール（otherwise arbitrary rule）は、それが法執行官に明確な指示を与えるという理由だけでは正当化されない。

当裁判所が認めるように“明確性と確実性それ自体がゴールではない。それらは若干の実体的目的——本件では第5修正が禁止する強制された自白の排除——の達成を合理的に促進するときのみ価値がある。”当裁判所の恣意的な14日間のルールは、われわれの先例の下で説明されている比較的ゆるやかな基準（permissive criteria）の下においてであっても、このテストに失敗する。したがって、私は、法廷意見のこの部分には参加しない。

【スティヴンズ裁判官の同調意見】

エドワーズ判決の推定は“永久”ではない、そして身柄拘束の2年間の中断後になされたShazer（X）の供述の排除を命じていないということに私は同意するが、当裁判所が新たに宣告したルール、すなわち14日間の身柄拘束の中断があるときエドワーズ判決は常に適用されないということには同意しない。

しかし、私は、他の理由に基づいて本日の判断に同意する。すなわち、たとえShazer（X）が弁護人に相談できなかったとしても、かつ警察が彼に弁護人を提供しなかったとしても、2年間の身柄拘束の中断は第2回目の取調べを第1回目の取調べよりも強制的ではなかったとして取り扱う十分な根拠となるからである。身柄拘束の中断も時間の経過も内在的な治癒力（curative power）はない。しかし、時間の経過とともに物事は若干変化する。弁護人を提供すると述べる警察官の言葉をそのまま受け取る貧困な被疑者は、警察が弁護人なしに彼の取調べを始めたとき、“彼が明確に要求した弁護人を否定された”と感じるだろう。しかし、被疑者がかなりの時間1人で放置されていたとき、警察官が再び彼を取り調べるときに彼はそのような結論をすることはないのであろう。そのような線をどこに引くかを“正確に決定するのは不可能”である。しかし、本件事案において被疑者は2

年間も普通の刑務所に戻されていた。私は、この期間は十分であることを確信する。それ故、私は本判決に同意する。

【研究】 1 本判決は、父親の息子に対する性的虐待の通報を得た警察官が他事件で服役中の父親（X）に事情聴取したところミランダの権利を行使したので取調べを中止したが、その2年半後にさらに詳細な同旨情報を得た別の警察官が刑務所でなお服役中のXからミランダの権利放棄を得て負罪の供述を獲得した事案につき、最初の取調べと2回目の取調べとの間に2週間以上経過しているのでミランダ判決にいう身柄拘束の中断を経験していることを理由に、被疑者が一たん弁護人の立会いを求める権利を行使すればその後の警察官による取調べに応じてなされたミランダ判決にいう権利の放棄は任意とはいえないとする1981年のエドワーズ判決は適用されなかったものである。

2 合衆国最高裁は1966年6月13日のミランダ判決1)において強姦被疑者ミランダを自宅から任意同行し被害者による犯人識別後に弁護人立会い権等の告知なしに取り調べた結果、2時間後に獲得した自白及び被害者証言を根拠としてミランダを有罪とした事案につき、第5修正の“何人も刑事事件において自己に不利な証人となることを強要されない”とする憲法上の自己負罪拒否特権に違反するとして、原判決を破棄差し戻した際にいわゆるミランダ法則（Miranda rule）を明らかにしたうえで当該自白は合衆国憲法第5修正を保障するための基準に合致しない状況下で被告人から獲得されたものであると判示した、すなわち、

現在実務で行われている身柄拘束中の被疑者取調べの「雰囲気はそれ自体、強要を意味する。なるほど、これは肉体的強要ではないが、それと同様に人間の尊厳を破壊する。外部から隔離して取り調べるといふ現在の実務慣行は、個人は自己負罪を強要されないというわが国の最も重要な原理の1つと相容れない。取調べ状況に内在する強制を払拭するために十分な保護装置

が用いられる場合を除き、被告人から獲得した供述は、真にその自由選択の産物であるとはいえない。」「被疑者に黙秘権を告知し、そしてそれを常に行使用する機会を確保するうえで、少なくとも同等に効果的な他の手段が示されない限り、以下の保護手段が順守されなければならない。」「まず第1に、身柄拘束中の者が取調べを受ける場合には、彼は最初に明瞭明確な言葉で、彼には黙秘する権利のあること……供述されたことはいかなることも、公判において不利益な証拠として用いられうること……弁護人と相談し……取調べ中に弁護人を立ち会わせる権利のあること……そして貧困者に対しては（国選）弁護人が選任されることが明確に告知されなければならない。」「個人が何らかの方法で取調べ前ないし取調べ中に黙秘したい旨を示すと取調べは中止されなければならない。……もし個人が弁護人に会いたいと述べると、弁護人が立ち会うまで取調べは中止されなければならない。」「弁護人の立会いなしに取調べが続けられて供述が採取されたとすると、被告人が自己負罪拒否特権及び弁護人を選任ないし請求する権利を十分に理解して理性的に放棄したことを立証する重い挙証責任が訴追側に課される。」と判示したのである。

ミランダ判決は「任意になされた供述はいかなるものであれ、第5修正の禁ずるものではなく、その許容性は本判決の影響を受けない」として、身柄拘束中の取調べを一切禁止しその間の自白をすべて排除する趣旨ではないことをとくに断っているものの、黙秘権等の権利告知を取調べの絶対的前提要件とし、身柄拘束中の被疑者に取調べを中止し弁護人の立会いを要求する権利を認めたものであるだけに、4裁判官の激しい反対意見が付されていた。そして米連邦議会は1968年に「犯罪防止及び街路の安全に関する包括法」を制定し、その中に自白の許容性に関する3501条を設け、当該自白は「任意になされたものであると認められる限り」証拠として許容されるとしたため事実上ミランダ法則を廃止したが、この規定自体は直接利用されるこ

とはなかったものの、その後も批判は絶えなかった。そしてバーガ・コート（1969—86年）の下で「ミランダ違反は憲法違反ではない」としてその適用範囲を限定する判例が相次いだ。

合衆国最高裁は1971年のハリス判決²⁾で、ミランダ違反供述であっても被告人の法廷証言の信用性を弾劾するためには利用できる旨判示した。自らの意思で証人台に立った被告人には正直に証言する義務があり、ミランダ法則を「偽証の許可状と曲解してはならない」というのである。

また1974年のタッカー判決³⁾では、国（公）選弁護人請求権の告知を欠く不十分なミランダ警告後に強姦事件の被告人がアリバイ証人の存在を主張したところ同証人が逆に被告人に不利な証言をした事案につき、「ハリス判決の論理は本件にも適用される」とした際に、次のような判断を示した。すなわち、合衆国最高裁はミランダ判決において今日ではミランダ法則として周知の一連の明確な防禦指針（a set of specific protective guidelines）を確立したが、「かかる手続上の保護手段（procedural safeguards）はそれ自体憲法によって保護される権利ではなく、強制的な自己負罪を禁止する権利を確保するための手段であることを認識していた。」本件での警察官の行為は、「被告人の憲法上の自己負罪拒否特権を侵害したのではなく、かかる特権を保護するためにミランダが示した予防準則（prophylactic standards）を逸脱したにすぎない。」ミランダ判決は法的基準を満たしている信用性ある証拠を一切排除するものではないとの「ハリス判決の論法は、本件にも同様に適用される」というのである。

さらに1984年のクォーリズ判決⁴⁾は、パトリール中の警察官が銃を用いた強姦被疑者の身柄確保時に銃はどこだと尋ねたところ、あごで示しつつ「銃はそこにある」と答え、その供述どおりスーパー内から銃が発見されたので正式に逮捕しその後初めてミランダ判決の諸権利を告知した事案につき、「公共の安全を憂慮してなされたものと合理的に判断できる」場合には、取調べ前のミランダ警告は必ずしも不可欠

ではないとして、ミランダ法則に“公共の安全の例外（public safety exception）”を肯定した際に、次のような判断を示した。すなわち、「予防的なミランダ警告は“それ自体憲法によって保護された権利ではなく、強制的な自己負罪を禁止する権利が保障されることを確保するための手段”である。」本件ではスーパー内に銃を隠したことを疑うに足りる十分な理由があり、その銃の所在を直ちに確かめる必要性があった。「公共の安全に対する脅威が生じた状況下」に質問をして応答を求める必要性は「第5修正の自己負罪拒否特権を保護するための予防法則の必要性に優る」というのである。

そして1985年のエルスタッド判決⁵⁾は、警察官が被疑者の自宅で逮捕令状執行時に窃盗事件への関わりを認める供述を得たので警察署に連行しミランダ警告後に再び自白を得た事実につき、第2自白を許容してもミランダに違反しないと判示した際に、次のような判断を示した。すなわち、「“予防的なミランダ警告はそれ自体憲法によって保護された権利ではない”」、第2自白は以前のミランダ違反供述によって「汚れているから“毒樹の果実”として排除されねばならないとの主張は憲法違反を前提としている」が、ミランダ警告の欠如それ自体は第5修正違反ではない。ミランダ法廷自体、“憲法上の拘束服”を創出する意思はないとして、議会や各州に特権を保護するに足りる代替物の開発を勧めている。「タッカー判決の理由付けは、強制的ではないミランダ違反のいわゆる“果実”が証人でもなければ証拠物でもなく被告人自身の任意の証言であるときにも同様に適用できる」というのである。

このように合衆国最高裁はバーガ・コートの下で、憲法に直接由来するものではなく第5修正の特権を実効あるものとするための単なる予防法則にすぎないとして、ミランダ法則を格下げしてその適用範囲を限定する。しかし、その一方で、例えば、1981年のエドワーズ判決⁶⁾では、被疑者が明確に弁護人との接見を要求した場合には、現に「弁護人が利用可能となるま

で」取調べの再開は禁止されるとし、1988年のロバソン判決⁷⁾では、別件についてもこのエドワーズ法則が拡大適用されると判示し、そして1990年のミニック判決⁸⁾ではさらにエドワーズ、ロバソン判決を強化しているのである。

いずれにせよ、ミランダ判決自体は1980年代に入ると判例として確立する。このことを端的に示したのが1980年のイニス判決⁹⁾において「わたくしは今さらミランダを変更したり非難したりする気はない」と述べてにわかにミランダ支持を明らかにしたバーガ首席裁判官の同調補足意見である。

3 ところで、本判決は刑務所で服役中の受刑者に対する別件での取調べに関してエドワーズ判決の適用が争われた事案につき全員一致でこれを肯定したものであり、本判決を理解するにはエドワーズ、ロバソン、ミニックの3判決の検討が欠かせない。以下、改めて順次やや詳しく紹介しておく。

(1) エドワーズ判決。 本判決は、強盗殺人の容疑で逮捕された被告人(X)が「取引をする前に弁護人に会いたい」といったので警察官は直ちに取調べを中止したが別の警察官が翌朝ミランダ警告後に取調べを再開し自白を獲得した事案につき、被疑者が弁護人依頼権を行使したときは被疑者自らが会話を始めた場合を除き、弁護人が利用可能となるまで取調べの再開は禁止されたとしたものであるが、ミランダ反対意見のホワイ裁判官が法廷意見を執筆し、しかも全員一致の判決として注目された。その内容はおおよそ次のとおりである。

われわれは当初、ミランダ判決の諸権利の告知後であれば被疑者は自ら権利を放棄して取調べに応じうると判示したが、被疑者が弁護人を要求するときにはそれ以上の保護手段が必要であることを強く指摘してきた。「われわれは今、被疑者が身柄拘束中の取調べ時に弁護人を立ち会わせる権利を行使したときには、その後に警察が開始した身柄拘束中の取調べに被疑者が応じたことを立証するだけでは、たとえ被疑者が諸権利を告知されていたとしても、弁護人

立会権の有効な放棄は立証されたことにはならないと判示する。われわれはさらに、弁護人を介してのみ警察と取引したい旨の希望を示したXのような被疑者は、被疑者自ら警察とのコミュニケーション、やりとり (exchange) ないし会話を開始した場合を除き、弁護人が被疑者に利用可能となるまで (until counsel has been made available) 警察によるその後の取調べにさらされることはないと判示する。ミランダ判決自体、弁護人依頼権の主張は重要な出来事であるとし、一たん被疑者によって行使されると、“弁護人が立ち会うまで取調べは中止されなければならない”と判示している。」警察によって再び開始された取調べの果実はXに不利に使用できないと結論するにあたり、Xは自己の選択を取消し得ないとか、あるいは警察はXが弁護人と接近する前にした負罪の供述を一切使用できないと判示するのではない。もしXが警察との面会を自ら開始したというのであれば、警察がXの任意になされた供述に耳を傾け、それらを公判でXに不利に用いることについては第5修正および第14修正は一切禁止していない。しかし、本件はそのような事案ではない。

(2) ロバソン判決。 本判決は、甲夜盗事件で逮捕後に被告人 (X) が弁護人との接見を要求したので警察官は直ちに取調べを中止したが、その3日後に右事実を知らないまま別の警察官が別件の乙夜盗事件につきミランダ警告後に権利放棄への同意を得て自白を獲得した事実につき、エドワーズ判決に違反するとして権利放棄を無効とした。その内容はおよそ次のとおりである。

「ミランダ法則の主たる長所の1つはその適用の容易さと明確性である。われわれはミランダ判決で、“もし弁護人なしに取調べが続けられて供述が採取されたとすると、被告人が自己負罪拒否特権および弁護人を選任ないし請求する権利を十分に理解して理性的に放棄したことを立証する重い責任が訴追側に課せられる”と結論した。エドワーズ判決でわれわれは、“これらの見解を再確認し、これに実質を与えるために、身柄拘束中の被疑者が明確に弁護人

依頼権を行使した場合に官憲が被疑者を再び取り調べることは、ミランダおよびその関連判例と矛盾することを強調”したのである。身柄拘束中の人が弁護人を介してのみ警察と取引する希望を表示した後では、“被疑者が自ら警察とのコミュニケーション、やりとらないし会話を開始する場合を除き、弁護人が利用可能となるまで官憲によるその後の取調べにさらされることはない”との要件には何らの曖昧さもないからである。われわれは、2度目の取調べをした警察官はXがすでに弁護人を要求していたことを知らなかったという事実を重視しない。本件ではXの要求は正確に捜査報告書に記載されており、本件取調べをした警察官は単にその報告書を検討しなかったというにすぎない。「予定された取調べの再開が同一の犯罪に関するものであるか別件の犯罪に関するものであるかを問わず、2度目の捜査に関わったのが同一の警察官であるか別の警察官であるかを問わず、被疑者が弁護人を要求したかを判断する必要性は同一である。」

(3) ミニック判決。 本判決は、殺人などの容疑で逮捕された被告人 (X) が弁護人との接見を要求したので捜査官は直ちに取調べを中止したが、Xがその後に弁護人と会って相談した後、捜査官が改めてミランダ警告後に自白を獲得した事案につき、身柄拘束中の被疑者が弁護人依頼権を行使した場合には、現に弁護人の立会いなしに捜査官は取調べを再開できず、これはミランダ判決およびエドワーズ判決の要求するところであり、本件取調べの再開は、このミランダ＝エドワーズ法則に違反するとした。その内容はおよそ次のとおりである。

エドワーズ判決は、“被告人がすでに主張していたミランダ判決の権利を放棄するよう警察が被告人にしつこく迫る (badgering) のを防止することを狙い”としている。エドワーズ判決のメリットは、その命令の明確性とその通用の確実性にある。“被疑者にも検察側にも利益となるこの明確性の利点 (the gain in specificity) は、信用性があり高度に証明力ある証拠の排除を要求することによってミランダ判決が法執行

機関や裁判所に課している負担に優ると考えられてきた”のである。「取調べへの弁護人の立会い（counsel's presence at interrogation）をわれわれが強調するのは、エドワーズ判決に特有のことではない。それはミランダ判決に由来する。」本件で検察側によって主張されているエドワーズ判決の例外は、身柄拘束中の取調べに弁護人を立ち会わせる被疑者の権利を保護するエドワーズ判決の目的と矛盾している。それは同様にミランダ判決とも矛盾している。「弁護人が要求された後であっても、被疑者自らが警察との会話ないし話し合いを開始したというのであれば、第5修正の保護の放棄を認定することをエドワーズ判決は禁じていない。しかし、本件はそのような事案ではない。

4 このように見てくると、本判決の意義と問題は明らかと思われる。若干の視点を指摘してさしあたりのむすびとしたい。

第1、本判決の最大の意義は、ミランダ法則ないしエドワーズ法則は憲法上の命令ではないとしつつ、エドワーズ、ロバソン、ミニック3判決の意義を再確認しつつ、服役中の被疑者に対する2年の間隔を置いた再度の取調べに関して、全員一致でエドワーズ判決の適用を否定したことにある。

第2、右にも関連するが、取調べの間隔について捜査官への明確な指針として2週間を明示すべきであるとする法廷意見に対し、トマス、スティヴンズ両裁判官は結論には明示を不要としたが、2週間であることが本判決によって確立したことになる。逮捕後の相当な理由を確認するための捜査官による治安判事への遅滞のない引致の時間が48時間に限定されていることにあわせて捜査官は明確な指針を与えられたことになりその意義は大きい。

第3、判例法として当然のことであるが、法廷意見も同調意見（とくにスティヴンズ裁判官のそれ）もミランダ判決以降の関連判決を詳細に引用しているため、判文に即した正確な理解の必要性和ともにミランダ判決によって創設された第5修正の弁護人依頼権と明文規定のある

第6修正の弁護人依頼権とを峻別する作業の重要性を痛感するなどしたが、いずれも今後の課題としたい¹⁰⁾。

そして最後に、いずれにせよ重要なのは、ミランダ判決の核心部分の貫徹強化である。そして合衆国最高裁はレンキスト長官執筆の2000年6月22日のディカソン判決¹¹⁾においてミランダは憲法判断（constitutional decision）であることを明示したためわが国でも大いに注目された。本判決を契機に、稿を改めて関連判例を詳細に検討することにより改めてミランダ判決の意義およびわが国の捜査実務の問題点について考えてみたい¹²⁾。

注)

- 1) *Miranda v. Arizona*, 384 U.S. 436 (1966年6月13日). なお、ミランダ判決は、警察署での身柄拘束中の取調べの際に警察官が弁護人立会権などの告知なしに被疑者から自白を獲得したミランダなど争点類似事件につき単一の判断基準を示し、いわゆるミランダ法則を明らかにしたものである。詳しくは、小早川義則『ミランダと被疑者取調べ』(成文堂、1995年) 25頁以下。
- 2) *Harris v. New York*, 401 U.S. 222 (1971). 本判決は、ヘロイン譲渡で起訴された被告人ハリスが自ら証人台に立っており捜査官に紙包みに入ったものを譲渡したことは認めつつそれはふくらし粉にすぎず捜査官を騙すためのものであったと証言した事案である。
- 3) *Michigan v. Tucker*, 417 U.S. 433 (1974).
- 4) *New York v. Quarles*, 467 U.S. 649 (1984).
- 5) *Oregon v. Elstad*, 470 U.S. 298 (1985).
- 6) *Edwards v. Arizona*, 451 U.S. 477 (1981).
- 7) *Arizona v. Roberson*, 486 U.S. 675 (1988).
- 8) *Minnick v. Mississippi*, 498 U.S. 146 (1990).
- 9) *Rhode Island v. Innis*, 406 U.S. 291 (1968). 以上の8判決につき、小早川・前掲注1) 参照。
- 10) 小早川義則「アメリカ法研究の意義と課題——刑事手続を中心に——」桃山法学10・11合併号(2013年3月)、同『デュー・プロセスと合衆国最高裁Ⅲ——弁護人依頼権、スーパー・デュープロセス』(2013年7月刊予定)。
- 11) *Dickerson v. United States*, 530 U.S. 428 (2000年6月26日)。本判決につき、小早川義則「ミランダの意義と限界——合衆国最高裁ディカソン判決を契機に——」名城法学第50巻別冊・法学部50周年記念論文集(2000年12月)。
- 12) 小早川義則『ミランダと被疑者取調べ [第2版]』(近刊予定)

(2013年1月27日稿)

